省令

○法務省令第五号

不動産登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月二十五日

法務大臣　江田　五月

不動産登記規則等の一部を改正する省令

（不動産登記規則の一部改正）

第一条　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第八条中「及びその年月日」を「、閉鎖の年月日及び閉鎖する登記記録の不動産の表示（法第二十七条第一号に掲げる登記事項を除く。）を抹消する記号」に改め、同条後段を削る。

第十条第四項第一号中「別表第五」を「別表第四」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

（受付帳）

第十八条の二　受付帳は、登記の申請、登記識別情報の失効の申出及び登記識別情報に関する証明についてそれぞれ調製するものとする。

2　受付帳は、書面により調製する必要がある場合を除き、磁気ディスクその他の電磁的記録に記録して調製するものとする。

第二十八条第八号中「十年間」の下に「（登記識別情報に関する証明の請求に係る受付帳にあっては、受付の年の翌年から一年間）」を加える。

第六十四条の見出し中「場合」の下に「等」を加え、同条に次の二項を加える。

3　登記官は、第一項第二号に規定する場合には同号に規定する登記識別情報を、同項第三号に規定する場合には同号に規定する登記識別情報を記載した書面を廃棄することができる。

4　第二十九条の規定は、前項の規定により登記識別情報又は登記識別情報を記載した書面を廃棄する場合には、適用しない。

第六十九条に次の一項を加える。

2　第二十九条の規定は、前項の規定により登記識別情報を記載した書面を廃棄する場合には、適用しない。

第百十七条第一項中「後段」を削る。

第百二十四条第四項中「の権利部の相当区を作成した上、当該新たに作成された権利部の相当区」を「を作成した上、当該登記記録の表題部に従前の登記記録の表題部にされていた登記を移記するとともに、権利部」に、「の相当区にされていた」を「にされていた」に、「権利部の相当区に当該土地の不動産所在事項並びに本項」を「表題部及び権利部にこの項」に、「の権利部の相当区を閉鎖」を「を閉鎖」に改め、同条に次の一項を加える。

10　第六条後段の規定は、第四項の規定により登記を移記する場合について準用する。

第百二十六条第三項中「第九項」を「第十項」に改める。

第百四十五条第一項中「、第八項及び第九項」を「及び第八項から第十項まで」に改める。

第百八十一条第二項中「不動産所在事項、不動産番号、登記の目的、申請の受付の年月日及び受付番号」を「次の各号に掲げる事項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　申請の受付の年月日及び受付番号

二　第百四十七条第二項の符号

三　不動産番号

四　法第三十四条第一項各号及び第四十四条第一項各号（第六号及び第九号を除く。）に掲げる事項

五　共同担保目録の記号及び目録番号（新たに共同担保目録を作成したとき及び共同担保目録に記録された事項を変更若しくは更正し、又は抹消する記号を記録したときに限る。）

六　法第二十七条第二号の登記の年月日

七　申請情報（電子申請の場合にあっては、第三十四条第一項第一号に規定する情報及び第三十六条第四項に規定する住民票コードを除き、書面申請の場合にあっては、登記の目的に限る。）

第百八十二条第一項中「交付は」の下に「、法務大臣が別に定める場合を除き」を加え、同条第二項を削り、同条に次の二項を加える。

2　送付の方法により登記完了証の交付を求める場合には、申請人は、その旨及び送付先の住所を申請情報の内容としなければならない。

3　第五十五条第七項から第九項までの規定は、送付の方法により登記完了証を交付する場合について準用する。

第百八十二条の次に次の一条を加える。

（登記が完了した旨の通知を要しない場合）

第百八十二条の二　登記官は、次の各号に掲げる場合には、第百八十一条第一項の規定にかかわらず、申請人に対し、登記が完了した旨の通知をすることを要しない。この場合においては、同条第二項の規定により作成した登記完了証を廃棄することができる。

一　前条第一項第一号に規定する方法により登記完了証を交付する場合において、登記完了証の交付を受けるべき者が、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに登記完了証が記録され、電子情報処理組織を使用して送信することが可能になった時から三十日を経過しても、自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該登記完了証を記録しないとき。

二　前条第一項第二号に規定する方法により登記完了証を交付する場合において、登記完了証の交付を受けるべき者が、登記完了の時から三月を経過しても、登記完了証を受領しないとき。

2　第二十九条の規定は、前項の規定により登記完了証を廃棄する場合には、適用しない。

第百八十九条第七項中「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）」に改める。

第百九十三条第一項中「書面」の下に「。以下この条において同じ。」を加え、同項に次の一号を加える。

七　送付の方法により登記事項証明書、地図等の全部若しくは一部の写し又は土地所在図等の全部若しくは一部の写しの交付の請求をするときは、その旨及び送付先の住所

第百九十四条第三項中「送付の方法による」を削り、「第一項」を「前二項」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、登記事項証明書を登記所で受領しようとするときは、その旨を請求情報の内容としなければならない。

第百九十五条を次のように改める。

第百九十五条　削除

第百九十七条第六項後段を削り、同条の次に次の一条を加える。

（登記事項証明書の受領の方法）

第百九十七条の二　第百九十四条第三項前段の規定により登記事項証明書の交付を請求した者が当該登記事項証明書を登記所で受領するときは、法務大臣が定める情報を当該登記所に提供しなければならない。

第二百条第四項及び第二百一条第四項中「第三項」の下に「並びに第百九十七条の二」を加える。

第二百三条第一項中「登記印紙」を「収入印紙」に、「はり付けて」を「貼り付けて」に改める。

第二百三十八条第一項に次の一号を加える。

五　送付の方法により筆界特定書等の写しの交付の請求をするときは、その旨及び送付先の住所

第二百四十条第三項後段を削る。

第二百四十一条中「登記印紙」を「収入印紙」に改める。

別記第六号を次のように改める。